

岩手県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和2年2月7日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち	滝沢市穴口221番地2	令和2年1月29日